**令和７年度　水なす＋きくなアカデミー受講者募集要項**

第１　水なす＋きくなアカデミーの目的

きくな（しゅんぎく）は大阪府が収穫量日本一（令和５年野菜生産出荷統計）であり、その大半は泉州地域で生産されています。また、水なすは、大阪を代表するブランド野菜で、泉州地域の特産物です。

　農業用施設を活用した水なすときくなの輪作は、泉州地域を代表する収益性が高い農業経営ですが、近年は、生産者の高齢化等により、生産出荷量が減少傾向にあります。

そこで、新たな生産者を確保、育成し、産地の維持・発展につなげることを目的に、大阪府泉州農と緑の総合事務所と大阪泉州農業協同組合（以下「ＪＡ大阪泉州」という。）は、地域の先進的な農業者の元で、水なすときくなの栽培技術を学ぶ「水なす＋きくなアカデミー」（以下「アカデミー」という。）を実施します。なお、本アカデミーは、大阪産（もん）スタートアカデミーの一環として開講します。

第２　アカデミーの実施内容

大阪府泉州農と緑の総合事務所とＪＡ大阪泉州が主体となってアカデミーを実施します。アカデミーでは、ＪＡ大阪泉州管内の研修受入先農業者（以下「農業者」という。）が担当する実習を重点的に実施するほか、水なす及びきくなの栽培方法を学ぶ講習、面接等を実施します。

１　概要

　　別表のとおり、令和７年８月から令和８年３月にかけて、毎週１回以上の頻度で講習または実習を実施します。また、研修作物の周年栽培技術を習得するため、アカデミー終了後も、令和８年７月末までは、アカデミーと同等の頻度で、フォローアップ研修を継続する予定です。

２　アカデミーの内容

　　面接（農業者とのマッチングを含む複数回）、講習、実習を実施します。各項目の実施スケジュールは別表のとおりとし、実施主体による講習は実習開始までに実施します。農業者による実習は、原則として、週１回以上、１回あたり概ね６時間（休憩時間を除く）としますが、季節による農作業量の多少や、受講者及び農業者双方合意の下で、実習時間は変更することを可能とします。

　　また実習期間中に、農業者による講習を実施します。

受講者は、実習開始後、実習作業日誌（別紙１）を作成し、アカデミー終了までの間、毎月10日までに前月分の作業日誌を実施主体へ提出するものとします。なお、作業日誌の提出にあたっては、農業者に内容を確認いただき、署名いただいてから提出してください。

　　アカデミーの実習は、貝塚市内または泉佐野市内で実施します。

３　受講者が負担する費用

受講料は３３，０００円（税込）です。

ただし、保険料、交通費、食費、実習時の作業着、長靴（専用新品）等の実費は各自で負担することとします。

第３　募集内容

１　募集人員

　　受講生は３名程度とします。

　　受講生の選定にあたっては、関係機関で書類や面接等による選考を行います。選考は、就農意欲や、これまでの農業経験等を踏まえて総合的に判断します。

　　選考の結果は、大阪府泉州農と緑の総合事務所より、メールまたは書面で対象者に通知します。

　　面接の日時・場所については、以下のとおりです。

　　【日時】令和７年７月５日（土曜日）１１時から

【場所】ＪＡ大阪泉州農産物直売所「こーたり～な」２階会議室

同日１０時から、同会場において、アカデミー申込者を対象に、事前説明会（第３の４参照）を実施します。

なお、申込者数により、別途、面接実施日時を追加することがあります。

２　受講資格

　　以下の要件を全て満たす方を対象とします。

・満１８歳から概ね満４５歳以下の方

・普通自動車運転免許をお持ちの方

・アルバイトやボランティア等で農作業の経験を有する方

・研修に強い意欲を有しており、健康状態に問題がない方

・将来、ＪＡ大阪泉州の管内（※）で就農する意志があり、ＪＡ大阪泉州を通じて、水なす

ときくなの市場出荷を目指す方

（※）貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町

３　応募期間

　　令和７年５月２６日（月曜日）から令和７年６月３０日（月曜日）まで

４　申込者を対象とする事前説明会の開催

　　事前説明会への参加は、必須としますので、参加できない方は、大阪府泉州農と緑の総合事務所（農の普及課）へ事前に連絡してください。

【日時】令和７年７月５日（土曜日）１０時から１１時

【会場】ＪＡ大阪泉州農産物直売所「こーたり～な」２階会議室

（大阪府泉佐野市松風台３-１-１）

　　＜連絡先＞

　　　大阪府泉州農と緑の総合事務所農の普及課

　　　岸和田市野田町３－１３－２

　　　電話　０７２－４３９－０１６７（直通）

５　申込方法

　　下記のWEBフォームより、「水なす＋きくなアカデミー」を選び、必要事項を記入してくだ

さい。

＜WEBフォーム＞令和７年度大阪産スタートアカデミー申込

<https://ws.formzu.net/dist/S611168123/>

第４　注意事項

１　修了要件

研修修了の可否については、実施主体及び農業者が、受講者の出席率や取組姿勢等から総合的に判断します。その結果は、実施主体が受講者に通知するとともに、必要に応じて、市町村等の関係機関にも通知します。

２　アカデミー実施期間中の災害補償について

　　アカデミー実施期間中の事故や負傷については、農業者及び実施主体は、その責任を負いません。アカデミー実施期間中の傷害保険への加入及び災害補償への対応については、受講者自らで実施してください。

　　また、アカデミーの実習開始前までに、大阪府泉州農と緑の総合事務所農の普及課あてに誓約書（別紙２）を提出してください。

３　個人情報の取扱

　　個人情報については、受講者の選考、農業者とのマッチング、研修及び就農に際しての連絡調整、その他アカデミーの運営に関する目的以外には使用しません。

４　アカデミー修了後の対応

水なすときくなの栽培技術は、短期間での技術習得が困難であることから、独立就農を希望する方は、引き続き、農業者の元で実践的な研修を継続してください。研修継続にあたり、新規就農に向けた各種支援制度を活用できるよう、関係機関で支援します。

※ただし、当該年度の事業予算や受給要件により、支援制度が活用できない場合がありますのでご了承ください。

附則

　　この募集要項は、令和７年５月２６日から施行します。

別表（実施スケジュール）

|  |  |
| --- | --- |
| **日程** | **実習内容** |
| ８月（計３回） | 講習（水なすときくな栽培技術、経営等） |
| １０月 | 【きくな】・施肥・播種・収穫・病害虫防除・除草剤の使い方　等 |
| １１月 |
| １２月 | 【きくな】収穫　等【水なす】・土づくり・畝立て・かん水チューブ、マルチ設置・定植　等 |
| 1月 |
| ２月 | 【水なす】・支柱準備・誘引整枝・葉かき・トーン付け（ホルモン処理）・花弁除去・収穫・病害虫防除・片付け　等 |
| ３月 |
| （４月） |
| （５月） |
| （６月） |
| （７月） |

※　令和８年４月以降は、フォローアップ研修として継続する予定です。

※　１０月以降は実習（週１回以上）が中心になります。

※　内容は変更になる場合があります。

※　水なすときくな以外の品目も実習することがあります。

(別紙１)

水なす+きくなアカデミー　　実習作業日誌（報告書）

受講者氏名：

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **回数** | **日付** | **時間** | **出欠** | **研修内容** |
| 例 | **1** | **8/1(日)** | **9～13時** | **○** | **・水なすの収穫、トーン付け** |
| 例 | **2** | **8/8(日)** | **9～17時** | **○** | **・水なすの片付け** |
| 例 | **3** | **8/22(日)** | **9～13時** | **○** | **・太陽熱消毒** |
| **例** | **4** | **8/29(日)** | **9～17時** | **○** | **・キャベツの植付** |
|  | 1 | 　 |   | 　 | 　 |
|  | 2 | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  | 3 | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  | 4 | 　 |   | 　 | 　 |
|  | 5 | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  | 6 | 　 |   | 　 | 　 |

|  |
| --- |
| 研修受入農業者からのコメント |
|  |

研修受入農業者氏名：

原則毎週1回以上、４～６時間/回程度　※双方合意の元、変更可

**翌月１０日まで**に、大阪府泉州農と緑の総合事務所へご提出ください。

メールの場合は、PDFもしくはJPEG等にて下記のアドレス（泉州農と緑の総合事務所）あて送付してください。

宛先　senshunotomidori-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp

(別紙２)

令和　　年　　月　　日

**誓　約　書**

大阪府知事　様

私は、令和７年度大阪産（もん）スタートアカデミー「水なす＋きくなアカデミー」栽培研修において、農薬、農業機械の使用について研修受入農業者の指導に従い適切に行動します。

また、アカデミー実施期間中に得た個人情報等の秘密を漏らさないこと、並びに、実習期間中の事故があった場合及び研修受入農業者に損害を与えた場合は、自己の責任として自己加入保険等の活用において解決することを誓います。

　　　　（実習生）

住 所

署　名（自署）